

**公益財団法人琉球大学後援財団  
「大学発ベンチャー創出及び成長の助成」2025年度募集要項**

2022年2月28日制定  
2023年2月20日改正  
2025年2月14日改正

**1. 趣旨**

学生のアイデアによる大学発ベンチャーの創出及び成長に向けた活動を促進することを目的として、研究成果の実用性の検証、アイデアの具体化、大学発ベンチャーの創出及び成長に資する取組に対し、必要な経費の一部を助成する。

**2. 助成の対象**

2025年4月1日から2026年3月31日の期間で実施する以下に掲げる経費を助成の対象とする。

- a 試作品等開発費（消耗品等物品費、プログラム開発費、旅費、人件費等）
- b 分析データ取得等に必要な経費
- c 事業戦略等策定に係るマーケティング等研究調査費
- d 本学発の創造的なアイデアを具体化・先鋭化させる取組のための経費
- e その他、実用性・事業化の検証、ベンチャーの創出及び成長に資するための経費

**3. 応募資格**

琉球大学大学院生又は琉球大学学生で、同一テーマで他の機関等からの経費の補助を受けていない者。既に起業している者については、起業して3年以内であること。

**4. 補助金額及び目安件数**

1件当たり40万～50万円 4～5件（予算総額200万円の範囲内で決定）

**5. 申請書類**

- (1) 申請書（学生 様式1）
- (2) 指導教員の推薦書（様式2）

**6. 申請書類の提出先及び提出期限**

申請書類は当該部局の事務を経由し、2025年5月16日（金）までに総合企画戦略部研究推進課産学連携推進係へ提出すること。

**7. 選考及び決定方法**

選考は、学内においては「九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金審査委員会」及び「琉球大学学術研究助成金選考委員会」が行い、後援財団においては、「琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会」が行い、琉球大学後援財団理事会で決定する。

**8. 採否の通知**

琉球大学後援財団理事長からの通知に基づき、琉球大学長から通知する。

**9. 採択された者の手続き等**

- (1) 採択された者は、受給申請書及び受給に必要な書類を琉球大学後援財団事務室（琉球

大学 大学本部棟 1 階) に提出すること。

- (2) 採択された者について、申請書の「1. プランの名称」欄の記載内容の変更は認めない。ただし、提出した申請書の経費内容に変更が生じた場合は、採択額を上限として変更することができる。この場合、事前の届け出は不要であるが、変更した内容については、当該事業の終了後に提出する「(1) 報告書（様式 3）」に明記すること。
- (3) 採択された者の当該事業計画が、国、国に準ずる機関及びその他公共的機関に採択された場合、並びに当該年度内に当該事業計画の実施が不可能になった場合、速やかに学長を経由して、辞退届（別紙2）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (4) 採択された者で辞退した場合、受け取った助成金は返金しなければならない。
- (5) 受給した助成金について未使用金が発生した場合は、速やかに返納届（別紙1）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (6) 助成金の受給を辞退する場合は、辞退届（別紙2）に記入のうえ、当該部局の事務を経由し、総合企画戦略部研究推進課産学連携推進係へ提出すること。
- (7) 採択された者が行う手続き（受給申請書及び受給に必要な書類、返納届及び辞退届等）については、決定通知とともに琉球大学へ連絡する。

## 10. 報告書の提出

助成を受けた者は、当該事業の終了後 1 ヶ月以内に下記の書類を作成し、琉球大学長を経由して、琉球大学後援財団理事長あて 1 部提出すること。

- (1) 報告書（様式 3）
- (2) 寄附金領収書
- (3) プロジェクト別予算差引簿
- (4) その他

以上